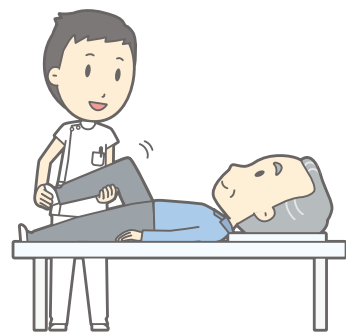


柔道整復師、はり、きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

整骨院や接骨院で柔道整復師による施術を受ける場合や、はり、きゅう、あん摩・マッサージを受ける場合、健康保険が適用できるものとできないものがあります。適切な受診をお願いします。
☎国民健康保険課(TEL6384・1337FAX6368・7347)か大阪府後期高齢者医療広域連合(TEL4790・2031)。



柔道整復師による施術

健康保険が適用できる場合

骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉離れなど。骨折、脱臼については、応急処置を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

⚠ 施術を受けるときの注意

- ・負傷によらない単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は健康保険適用外です。
- ・病院、診療所などで同じ負傷などの治療中は、施術を受けても健康保険適用外です。
- ・柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うことが認められています。施術を受けたときは療養費支給申請書の施術箇所や回数を確認し、署名か押印をしてください。

はり、きゅう、あん摩・マッサージの施術

健康保険が適用できる場合

- ◇はり、きゅう＝神経痛、リウマチ、^{けいわん}頸腕症候群、五十肩、腰痛症、^{けいつい}頸椎捻挫後遺症、その他慢性的な疼痛を主症状とする疾患。
- ◇あん摩・マッサージ＝筋麻痺・^{こうしやく}関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例。

⚠ 施術を受けるときの注意

- ・健康保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書か診断書が必要です。
- ・単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは健康保険適用外です。
- ・病院、診療所などで同じ疾病の治療中は、はり、きゅう施術を受けても健康保険適用外です。

柔道整復師などの施術を受けたときは、医療費控除の対象となります。必ず領収書を受け取ってください。